

山 口 県 医 師 会 長
山口県歯科医師会長 様
山口県病院協会長

山口県健康福祉部医務保険課長

令和 7 年度「医療機関等光熱費高騰対策支援事業」の実施について

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、物価高騰により光熱費等が上昇する中、医療機関等において安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう、公定価格で運営され、光熱費等の急激な物価高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関等を対象に「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」を支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいますとともに、貴会会員への周知について御協力をお願いします。

記

1 申請受付期間

令和 7 年 5 月 1 日 (木) から令和 7 年 7 月 3 1 日 (木) 【必着】

2 県ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300295.html>

3 対象者 (医療機関関係)

- ・山口県内に所在する病院及び診療所で、令和 7 年 5 月 1 日時点において保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象
- ・同一施設で、医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合は、いずれか一方のみでの申請が可能
- ・申請時点で休止又は廃止している施設を除く
- ・令和 7 年 5 月 1 日時点で休床している病床は、支援額の算定対象外

4 お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：083-933-2820

受付時間：9：00～17：00 (土日祝を除く)

担	当
医療指導班	
堀	永

令 7 医 務 保 険 第 2 0 7 号
令和 7 年(2025年) 4 月 2 3 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

令和 7 年度「医療機関等光熱費高騰対策支援事業」の実施について

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、物価高騰により光熱費等が上昇する中、医療機関等において安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう、公定価格で運営され、光熱費等の急激な物価高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関等を対象に、「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」を支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいようお願いします。

記

1 申請受付期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）【必着】

2 県ホームページURL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300295.html>

3 お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：0 8 3 - 9 3 3 - 2 8 2 0

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

令和7年度 医療機関等の光熱費高騰への支援金について

光熱費等の高騰が続く中、医療機関等において安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう、公定価格で運営され、光熱費等の物価高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関等を対象に「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を支給します。

対 象 者	山口県内に所在する病院、有床診療所、無床診療所及び施術所 (以下、「医療機関等」という。) ※対象者については要件がありますので、必ず「2 注意事項」をご確認ください。
申請期間	令和7年5月1日(木)～令和7年7月31日(木)必着
申請書類	①医療機関等光熱費高騰対策支援金申請書(様式第1号) ②口座番号・名義等が確認できる振込先口座の通帳の写し ※必ず申請者名義の口座を指定してください。 令和4～6年度に医療機関等光熱費高騰対策や医療機関食材料費高騰対策に係る支援金を受領済みの施設で、同一の口座に振込を希望される場合、通帳の写しの添付は必要ありません。

※当事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の対象事業です。

1 支援金額

施設ごとの支援金額は以下のとおりで、支給は1施設につき1回限りです。

施設区分	支援金額
病院(許可病床200床以上)	1施設当たり100,000円に病床数×40,000円を加算した額
病院(許可病床200床未満) 有床診療所(歯科含む)	1施設当たり100,000円に病床数×30,000円を加算した額
無床診療所、歯科診療所	1施設当たり100,000円
施術所	1施設当たり30,000円

〈例〉病院で病床数が175床の場合の支援金額 $100,000 + 30,000 \times 175 = 5,350,000$ 円

2 注意事項

(1) 対象者等について

- ・今回の支援金は令和7年度事業として改めて実施するもので、令和4年度から6年度にかけて「山口県医療機関等光熱費高騰(緊急)対策支援金」を受け取られた医療機関等も対象となります。
- ・令和7年5月1日時点において、保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象で、「病床数」は休床中のものを除いた数となります。
- ・「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

第9条の2第1項若しくは第9条の3及び柔道整復師法第19条第1項により届出のあるもので、令和7年5月1日時点において受領委任取扱いの登録(承諾)を受けている施術所が対象となります。

- ・ 同一施設で、医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合は、いずれか一方のみでの申請となります。
- ・ また、同一施設で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の両方の届出を行っている場合は、いずれか一方のみでの申請となります。
- ・ 申請時点で休止又は廃止している施設は、支援の対象になりません。
- ・ 市町が設置する医療機関等は、支援の対象になりません。

(2) 支援金の支給等について

- ・ 支援金は、申請書を県で受け付けて審査した後、3週間程度でお支払いする予定です。
- ・ 支給申請書を審査して、適正と認めた場合には支援金をお支払いし、通知等はお送りしません。虚偽の申請等により不支給要件に該当する場合には、不支給を決定する通知をお送りします。

※その他、制度の詳細については、「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金支給要綱」及びQ&Aをご確認ください。

3 申請方法・申請先

- パソコン、スマートフォンから申請できますので、なるべくオンライン申請をご利用ください。メール又は郵送での申請も可能です。
- 医療機関等の開設者が県外に所在する場合は、郵送で申請してください。
- メール又は郵送で申請する場合は、以下のURLから申請書様式をダウンロードしてください。
- なお、申請書様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布している申請書をご利用ください。

申請書のダウンロード <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300295.html>

- ① オンライン申請（やまぐち電子申請サービス利用）の場合
事前に振込先口座の通帳の写真等をご用意（不要の場合あり）
いただき、右の二次元コード又は以下のURLから申請してください。



やまぐち電子申請サービス

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=350001&shinseiFmtNo=151000&shinseiEdaban=05>

② メール申請の場合

以下のメールアドレスに申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

メールアドレス byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp

③ 郵送申請の場合

以下のあて先に申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

送 付 先 〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県 健康福祉部 医務保険課 支援金担当あて

4 お問い合わせ先

山口県 健康福祉部 医務保険課 TEL 083-933-2820
【受付時間：平日9:00～17:00】

令和 7 年 度
医療機関等光熱費
高騰対策支援事業

Q & A

令和 7 年 4 月 1 6 日
山口県健康福祉部医務保険課

1 交付対象施設

1-1 対象施設①

Q 対象となる施設の要件があるのか。

A 病院、有床診療所、無床診療所については、令和7年5月1日時点で保険医療機関の指定を受けている施設が対象となります。

また、施術所については、令和7年5月1日時点で受領委任を取り扱う者として登録（承諾）を受けている施設が対象です。

なお、上記の条件を満たした施設で、令和7年5月2日以降に、施設の移転や個人事業主の法人化、受領委任の施術管理者の変更等により再度指定（登録、承諾）を受け直した施設については交付対象となります。

1-2 対象施設②

Q なぜ、保険医療機関の指定や受領委任を取り扱う者として登録（承諾）を受けていないと対象にならないのか。

A 今回の支援金は、原則として、診療報酬などの公定価格で運営され、光熱費等の急激な物価高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等を対象としたものであることから、そうした条件を付しているものです。

1-3 休止又は廃止した施設

Q 申請時点で休止又は廃止している施設は対象となるのか。

A 対象外です。

1-4 病床数①

Q 病床数はいつ時点のものか。

A 令和7年5月1日時点で、医療法第7条に基づく許可を受けている病床及び同法施行令第3条の3により届出を行っている病床の数です。

1-5 病床数②

Q 令和7年5月1日時点で休床している病床があるが、支援額の算定対象に加えてもよいのか。

A 令和7年5月1日時点で、病床機能報告において、休棟している病棟の病床及び休床している病床として報告しているものは、支援額算定の対象に含みません。

1-6 有床診療所

Q 令和7年5月1日時点で入院患者の受け入れを休止しているが、有床診療所として申請してよいのか。

A 無床診療所として申請してください。

1-7 本店所在地が県外の場合

Q 対象施設は山口県内にあるが、開設者の本店所在地が県外の場合、対象となるのか。

A 開設者の本店所在地が山口県外であっても、山口県内に所在する施設がある場合、当該施設については交付対象となります。なお、本店所在地が山口県内であっても、山口県外に所在する施設については交付対象外です。

1-8 昨年度までに交付金の申請を行っている場合

Q 令和4～6年度に光熱費高騰対策（緊急）支援金の申請を行い、受領したが、今回も対象になるのか。

A 今回の支援金は令和7年度事業として改めて実施するもので、次の支援金を受け取られた医療機関等も対象となります。

- ・令和4年度「山口県医療機関等光熱費高騰緊急対策支援金」
- ・令和5年度「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」
- ・令和5年度「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金（追加支給）」
- ・令和6年度「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」

2 支援金の申請・交付について

2-1 支援金の交付時期

Q いつ支援金は交付されるのか。

A 交付申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなく適正と認められれば、概ね3週間程度で支援金をお支払いする予定です。

申請内容について、確認項目や不備がある場合には、交付までに時間を要する場合があります。

また、申請が極端に集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。

2-2 複数施設を開設している法人

Q 法人として複数の施設を開設しているが、それぞれの施設ごとに申請するのか。

A 開設者が同じ病院、有床診療所、無床診療所（歯科含む）、施術所についてはとりまとめて申請してください。

なお、病院、有床診療所、無床診療所（歯科含む）、施術所以外の施設を開設している場合は、施設に応じた申請先に申請してください。

2-3 申請誤り

Q 申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 申請時に誤りがないか十分確認していただいた上で、もし申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは、不正受給行為に当たりますので、絶対にやめください。

2-4 昨年度までの交付金の申請を行っていない場合

Q 令和4～6年度に光熱費高騰対策（緊急）支援金の申請を行っていないが、今回の申請に合わせて申請してよいか。

A 今回の申請に合わせて申請することはできません。

2-5 通帳の写しの添付（昨年度までの交付金を受領している場合）

Q 令和4～6年度に医療機関等光熱費高騰対策や医療機関食材料費高騰対策に係る支援金を受領しており、今回の支援金も同じ口座への振込を希望する場合、申請書に通帳の写しの添付は必要か。

A 同一の口座に振込を希望される場合、通帳の写しの添付は必要ありません。